

国有財産法の一部を改正する法律案

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条に次の一項を加える。

- 3 第一項の台帳においては、国有財産について、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在における時価を付さなければならない。ただし、時価を付することが適当でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

第三十四条第二項中「の外」を「のほか」に改め、「説明書」の下に「並びに国有財産の現在額を口座別に記載した調書」を加え、「添附」を「添付」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の国有財産法第三十二条第三項の規定は、平成十年度以後の会計年度末現在の国有財産について適用し、平成九年度以前の会計年度末現在の国有財産については、なお従前の例による。

- 3 改正後の国有財産法第三十四条第二項の規定は、平成十一年度以後開会の国会の常会に報告される国有

財産増減及び現在額総計算書について適用し、平成十年度開会の国会の常会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書については、なお従前の例による。

理由

国有財産の現況を正確に把握するため、国有財産台帳においては、国有財産について、毎会計年度末現在における時価を付することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百六十億円の見込みである。